

## 評価部会から幹事会に検討を依頼された案件の審議について

平成 23 年 5 月 11 日

平成 22 年 12 月 15 日の第 69 回農薬専門調査会及び平成 23 年 4 月 15 日の第 71 回農薬専門調査会幹事会（以下「幹事会」という。）にて、評価部会から幹事会に検討を依頼することとなった案件について審議が行われた。その審議結果は以下のとおり。

### 1. 平成 22 年 10 月 22 日第 3 回評価第一部会より幹事会に検討を依頼した案件

#### (1) 要約の書き方について

要約にも暴露評価対象物質についての記述を「◇◇中の暴露評価対象物質を〇〇及び代謝物△△と設定した。」のように加えてはどうかとの意見が呈された。

農薬専門調査会評価書での表現の統一を提案したく、幹事会に検討を依頼することとされた。

→ 暴露評価対象物質 WG で審議することとされた。現在、他の検討事項とあわせて検討を行っているところ。

### 2. 平成 22 年 11 月 17 日第 4 回評価第三部会より幹事会に検討を依頼した案件

#### (1) 有意差がない所見の評価書への書き方について

本件については、第 67 回農薬専門調査会幹事会において、「有意差のない毒性所見は、表中に記載せずに本文中に記載すること」とされた。しかし、ある試験において、有意差がないものの毒性と判断した所見のみが最小毒性量の毒性所見であったため、ルールに従った場合、表中で最小毒性量の毒性所見欄が空欄となり、毒性所見を読み取ることができなくなる試験があった。

このような場合については、表に脚注をつけて、有意差のない所見を表中に記載することを幹事会に提案し検討を依頼することとされた。

→ 表中には「有意差がある毒性所見」を記載することを原則としつつ、有意差がない所見については、評価部会で毒性と判断した場合に表中に記載することとされた。なお、表中には有意差がない所見であることがわかるように注を記載することとされた。

### 3. 平成 23 年 2 月 15 日第 6 回評価第二部会より幹事会に検討を依頼した案件

#### (1) ラットにおける系統の書き方について

これまで、評価書におけるラットの系統については、Wistar ラット、Fisher ラットといった表記を用いてきたところであるが、今回、Wistar ラットの中でも特定の疾病等に感受性の高い亜系統（例えば、Chbb:THOM 系統、CrIGl×BrlHan:WI 系統）を用いた試験結果が提出され、評価書においても系統・亜系統を明示する必要が生じた。

このような場合、例えば Wistar (Chbb:THOM) ラット、Wistar (CrIGl×BrlHan:WI) ラットといった表記とするのか、あるいは Wistar 系 (Chbb:THOM) ラット、Wistar 系 (CrIGl×BrlHan:WI) ラットなど、異なった系統・亜系統を用いたことを明示するために「系」という表現を使用すべきかについて議論がなされた。

その結果、農薬専門調査会評価書での表現を統一するべく、幹事会に検討を依頼す

ることとされた。

(動物関係の専門委員からの意見)

- ・ 「系」を付す方が妥当ではないか。
- ・ 今回の試験が異種交雑によるものであれば、「系」をつけるべきではなく、純系になっているものであれば、命名法に基づいて付された命名を正確に書くべき。

→ この問題提起の背景は、評価がしやすいように情報を明確に記載すべきというものであり、抄録・報告書の記載に忠実に記載すべき。なお、今後取扱いに迷う案件が生じた場合には、別途検討することとしたい。

今回の記載ぶりについても、農薬抄録や報告書を確認し、これらの記載ぶりを評価書に忠実に反映させることとされた。